

## 会員の入退会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国調理職業訓練協会（以下「協会」という。）の定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）について基本的事項を定める。

### (会員区分)

第2条 会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（法人法上の社員）
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員
- (4) 名誉会員

### (入会)

第3条 正会員及び賛助会員は、定款第5条に規定する個人、法人及び団体であつて、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員は、この法人の目的達成のために多大な貢献をした正会員である者で、理事会の推薦に基づき総会の承認及び本人の承諾を得るものとする。

3 名誉会員は、この法人の事業に顕著な功績があつた会員以外の者であつて、理事会の推薦に基づき総会の承認及び本人の承諾を得るものとする。

### (権利及び義務)

第4条 会員の権利及び義務を次のように定める。

- (1) 権利は、定款第4条に規定する各事業に参加でき、その成果を享受できること。  
但し、賛助会員及び名誉会員は、協会の運営に関する事項の議決権をもたない。
- (2) 義務
  - ① 定款及び規則等を遵守すること
  - ② 別に定める会費等を支払うこと
  - ③ 協会の組織及び制度の活性化に積極的に協力すること

### (退会及び除名)

第5条 退会及び除名は、定款第9条及び第10条の規定に基づき、行うものとする。

### (会員資格の喪失)

第6条 会員は、前条及び定款第11条の規定に該当するときは、その資格を喪失する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。



様式2

## 退 会 届

一身上の都合により、ここに退会届を提出し、貴会の正会員を退会致します。

令和 年 月 日

施設名称

代表者名

印

住 所 〒

TEL  
FAX.

公益社団法人全国調理職業訓練協会

会 長 遠 山 巍 殿

## 公益社団法人全国調理職業訓練協会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人全国調理職業訓練協会の事業活動で生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会金)

第2条 正会員の入会金は、150,000円とする。

2 賛助会員の入会金は、納めることを要しない。

### (会費)

第3条 正会員の会費は、年額100,000円とする。

2 賛助会員の会費は、1口10,000円とし、3口以上を納めるものとする。

### (臨時会費)

第4条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

### (入会金及び会費の納入)

第5条 会費の納入は年1回とし、毎年度7月末日までに前納しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に入会金及び会費を納入するものとする。

### (資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第6条 正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については定款第11条第3項の規定により返還しない。また、未納会費がある場合は、これを納入しなければならない。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。